

「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「電気通信事業ガバナンス検討会」の下に開催されるWGとして、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）を踏まえ、電気通信事業者における特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律等の詳細について検討することを目的とする。

2 名称

本WGは、「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 特定利用者情報の取扱いに関する情報取扱規程、情報取扱方針に係る規律の詳細
- (2) 特定利用者情報の取扱いに関する評価、統括管理者に係る規律の詳細
- (3) 検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務の詳細
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、電気通信事業ガバナンス検討会の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員等は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 本WGの構成員等は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、関係団体を参加させ、必要に応じ、発言、質疑等を求めることができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- (9) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (10) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要是、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が行う。

「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」構成員等

(敬称略・主査を除き五十音順)

【構成員】

(主査) 大橋 弘 東京大学 副学長・大学院経済学研究科 教授
相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授
上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所 弁護士
落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク 理事
手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部 教授
森 亮二 英知法律事務所 弁護士

【関係団体】

石田 幸枝 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
太田 祐一 一般社団法人 MyDataJapan 常務理事
奥原 早苗 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 理事
佐子山 浩二 一般社団法人テレコムサービス協会 技術・サービス委員会 委員長
佐藤 創一 一般社団法人新経済連盟 事務局政策部長
杉原 佳堯 在日米国商工会議所 副会頭
立石 聰明 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長兼専務理事
中嶋 辰弥 一般社団法人セーファーインターネット協会 事務局長
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
平野 祐子 主婦連合会 副会長
間下 直晃 公益社団法人経済同友会 副代表幹事
安井 裕之 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 公共政策部長
山崎 潤 歐州ビジネス協会 電気通信機器委員会
山本 一晴 一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会
デジタルエコノミー推進委員会データ戦略 WG 主査

【オブザーバー】

内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、
個人情報保護委員会事務局、デジタル庁